

西宮医療連盟補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和 57 年西宮市規則第 81 号）に基づき、西宮市における医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健師会、助産師会の5団体が加盟する西宮医療連盟が、専門知識を傾注し医学学術の普及振興を図るとともに、市民を対象として実施する各種保健事業や指導・相談事業等に要する経費に対し補助を行うことにより、保健衛生の向上と市民の健康増進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この要綱による補助の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 西宮医療連盟が実施する市民の健康増進に関する事業等に要する経費
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。